

「民法の一部を改正する法律（包括根保証の禁止）」について

中小企業庁事業環境部

保証金額や保証期限に定めのない包括根保証は、保証人が過大な責任を負う可能性のあることや、経営者の新たな事業展開や再起を阻害するとの指摘がなされていました。

このため、平成 16 年 3 月から法務省法制審議会保証制度部会において、保証制度の適正化に関する審議を開始し、経済産業省もかかる審議に積極的に参加してきました。

その審議結果を反映した、包括根保証を禁止する内容の民法改正法が平成 16 年 11 月に成立し、平成 17 年 4 月 1 日から施行されました。

【改正内容のポイント】

ポイント 1：根保証契約は、書面で行わなければ無効です。

改正前	改正後
口頭での約束も有効。	口頭での約束は無効。書面での契約が必要。

ポイント 2：保証人が保証する金額には、必ず上限を定めなければなりません。

改正前	改正後
保証人が、債務者の借入をいくらでも保証する契約も有効。	保証する金額の上限を契約で定めることが必要。保証人はその範囲内で保証。

ポイント 3：保証人が保証する債務は、一定の期間内に発生したものに限られることとなります。

改正前	改正後
保証人が、無期限で保証する契約も有効。	保証人は、契約で定められた 5 年以内の期間（定めが無いときは 3 年間）に発生した債務のみ保証。

1．民法改正の背景（包括根保証の問題点）

保証金額に制限がないため、保証人が契約時には想定していなかった様な金額の代位弁済を求められることがあります。

保証期限に定めがないため、保証人が契約したこと自体を忘れかけた頃に行われた融資についてまで、突然代位弁済を求められる場合があります。

2．民法改正の主な内容

要式行為化

根保証契約は書面で行わなければ効力を生じません。

保証の極度額の定め

根保証契約は、書面上、保証の極度額（主債務の元本、利息及び損害賠償のすべてを含む）を定めなければ効力を生じません。

保証期限（元本確定期日）の定め

契約において元本確定期日を定める場合は、契約日から5年以内とする必要があります。

契約において元本確定期日を定めない場合は、契約締結から3年を経過した時点で保証する主債務の元本が確定します。

元本確定事由

以下の事由が発生した場合には、保証人の保証債務の元本が確定します。

ア) 債務者や保証人が強制執行を受けた場合

イ) 債務者や保証人に対する破産手続開始の決定があった場合

ウ) 債務者や保証人が死亡した場合

3. 改正法 Q & A

Q：なぜ根保証契約の適正化を図る必要があったのですか。

A：根保証契約は、中小企業が融資を受ける際の代表者の個人保証などに多用されています。しかし、現行法の下では、その契約内容をどのように定めるかについて制限がなく、金額・期間について無制限に責任を負う場合もあり（包括根保証契約）、保証人が過大な責任を負いがちであると指摘されていました。このため、保証人が負担する責任を予測可能な範囲に限定するなど、根保証契約の適正化を図る措置を講ずることが必要となっていました。

Q：極度額の定めのない根保証契約は、すべて無効となるのですか。

A：今回の措置の対象となっているのは、主たる債務の範囲に融資に関する債務が含まれており、かつ、保証人が個人であるものに限られています。このような根保証契約（貸金等根保証契約）であって極度額を定めていないものは、その契約が無効となります。

Q：保証の極度額を定めない契約は無効になりますが、極度額はどのようにして決めるのですか。

A：保証の極度額を定めない契約を無効とする趣旨は、保証人が過大な保証責任を負わないようにすることにあります。従って、極度額は、債務者が借入をする場合に必要と思われる金額や、保証人自身の資産の額等を参考に、保証人が責任を負うに合理的な金額を保証人と金融機関の話し合いで決めることとなります。

Q：契約日から5年を超える日を元本確定期日と定めた場合には、どうなるのですか。

A：貸金等根保証契約について契約日から5年を超える元本確定期日を定めると、その期日の定めが無効となります。この場合には、元本確定期日の定めがないこととなりますので、契約日から3年後の日が元本確定期日ということになります。

Q：契約日から5年を超えて根保証を継続する必要がある場合には、どうすればよいのですか。

A：根保証契約の締結後に、当初定めていた元本確定期日を先に延ばす変更をすることは、可能です。しかし、この変更をするには債権者と保証人の合意が必要であり、また、変更後の元本確定期日は、その変更をした日から5年以内の日でなければなりません。

Q：元本確定期日を契約日から5年とした場合、契約日から5年を経過した日に保証の責任がなくなるのですか。

A：元本確定期日とは、その日以降新たな借入が発生しても保証の対象とはなくなる日を指します。従って、元本確定期日が到来すれば必ず保証の責任がなくなるわけではなく、保証人は、それまでの期間内に発生した借入が全て返済されるまでは保証の責任を負うこととなります。

Q：今回見直しの対象となった根保証は、どのような債務に対する保証を対象にするのですか。

A：今回見直しの対象となった保証は、「主たる債務の範囲に貸金等債務が含まれる」保証となります。「貸金等債務」とは、金銭の貸付けや手形割引による債務のことをいいます。デリバティブ、外為取引等における保証も、「貸金等債務」の保証を含むものであれば、対象となります。

Q：包括根保証制度を廃止することにより、保証契約の手続きがこれまでよりも煩雑になると思いますが、それにより金融機関から融資を受けづらくなるか、心配です。

A：今回の根保証制度の見直しは、保証人が過大な責任を負いがちであるとの指摘のもと、保証人の責任が適正なものとなるよう、検討を進めてきました。その検討においては、特に中小企業の金融機関からの円滑な資金調達を阻害しないよう留意しつつ、金融機関とも議論を行ってきました。そのため、今般の根保証制度の見直しにより金融機関から融資を受けづらくなる、ということはないと考えています。

Q：保証の極度額を定めることにより、資金が必要になった時でも、その極度額以上は借りられなくなるのではないかと心配です。

A：保証の極度額は、債務者が借りられる最大の金額というわけではありません。仮に保証の極度額を超える資金が必要になった場合でも、その理由や背景をもとに、保証のない融資を行うか、保証の極度額を拡大する変更契約をするか、等を金融機関との話し合いで個別に判断をすることとなります。

Q：改正法の施行日はいつですか。

A：改正法は平成17年4月1日に施行されました。

その他、法務省のHPにおいても「民法の一部を改正する法律」の概要として、本件について掲載されておりますのでご覧下さい。<http://www.moj.go.jp/HOUAN/houan28.html>